

令和4年第4回定例会（第3号）

令和4年12月8日（木曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第49号七飯町学童保育クラブ条例の一部改正撤回の件について
- 日程第 3 議案第47号 七飯町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第59号 七飯町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 5 議案第60号 七飯町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 6 議案第61号 七飯町草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第62号 公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第64号 七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第10 議案第65号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第66号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第67号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第68号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第69号 令和4年度七飯町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第15 議案第70号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第71号 令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第72号 令和4年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第73号 令和4年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第74号 令和4年度七飯町下水道事業会計補正予算（第3号）

○出席議員（17名）

議長	18番	木下 敏	副議長	17番	青山 金助
	1番	横田 有一		2番	神崎 和枝
	3番	平松 俊一		4番	池田 誠悦
	5番	田村 敏郎		6番	稲垣 明美
	7番	畑中 静一		8番	長谷川 生人
	9番	上野 武彦		10番	坂本 繁
	12番	中島 勝也		13番	川村 主税
	14番	江口 勝幸		15番	若山 雅行
	16番	川上 弘一			

○欠席議員（1名）

11番 澤出 明宏

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉 原 太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 課 長	中 村 雄 司
財 政 課 長	青 山 栄久雄	情 報 防 災 課 長	庭 田 昌 輝
政 策 推 進 課 長	花 卷 亘	税 務 課 長	佐 藤 恵美子
会 計 課 長	関 口 順 子	住 民 課 長	清 野 真 里
環 境 生 活 課 長	福 川 晃 也	福 祉 課 長	村 山 德 收
子 育 て 支 援 課 長	川 崎 恵 子	健 康 推 進 課 長	岩 上 剛
商 工 労 働 観 光 課 長	磯 場 嘉 和	農 林 水 産 課 長	村 上 宏 樹
土 木 課 長	笠 原 泰 之	都 市 住 宅 課 長	川 島 篤 実
上 下 水 道 課 長	池 田 晃		

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 総 務 課 長	倍 楼 司	学 校 教 育 課 長	柴 田 憲
生 涯 教 育 課 長	竹 内 圭 介	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	福 永 崇 弘
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	高 橋 雅 貴		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 赤 石 旭

○本会議の書記

事 務 局 長	広 部 美 幸	書 記	山 本 翔 大
書 記	三 浦 蒼 生	情 報 管 理 係	真 勢 隆 幸
情 報 管 理 係	石 岡 洸 樹		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

9 番 上 野 武 彦

10 番 坂 本 繁

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第4回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

澤出明宏議員から、本日の会議を欠席する届出がありました。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

9番 上野武彦 議員

10番 坂本繁 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

議案第49号七飯町学童保育クラブ条例の一部改正撤回の件について

○議長（木下 敏） 日程第2 議案第49号七飯町学童保育クラブ条例の一部改正撤回の件についてを議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

町長。

○町長（杉原 太） 議案第49号七飯町学童保育クラブ条例の一部改正についてでございますが、令和5年4月からの学童保育料の値上げの提案については、現在、物価高騰による家計負担への影響が、先行き不透明で長期化しような状況にあり、賃金の上昇や経済の好転など景気の動向を踏まえる必要があるため、議案の撤回をお願いするものです。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 今、町長のほうから事件撤回請求書に基づいた、事件名が議案第49号七飯町学童保育クラブ条例の一部改正についての撤回の理由でございますけれども、この文面、理由であると、学童保育料の値上げは無理だから、物価高騰により無理だから撤回する、そういう話でございますけれども、そもそもこの学童保育料の問題の根本は、民間と公立の利用料差額の2分の1相当を助成するなどを基本として、条例改正について民文に付託したという流れがあるわけでございますので、ただ単に物価が高騰したということではなくて、もう一步踏み込んで、このままであれば、施政方針にもうたっているわけですから、もう一步踏み込んだ説明をすべきであると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） ただいま議事進行がかかりましたので、田村敏郎議員の議事進行について、議会運営委員会を開催して、処置方法を議会運営委員会で協議したいと思います。

議会運営委員会を開いてください。

暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

田村敏郎議員の議事進行に対する議会運営委員会の報告を求めます。

川上委員長。

○議会運営委員長（川上弘一） 田村敏郎議員の議事進行につきまして、議会運営委員会で協議した内容を報告いたします。

町理事者より、本会議場において、改めて撤回理由についての詳細な説明を行いたいとの申出がございましたので、理事者側からの説明から再開することと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 先ほどの議案第49号七飯町学童保育クラブ条例の一部改正についての

撤回理由でございますが、説明が不十分な面がありましたので、口頭ですが補足させていただきます。

学童保育料の民間との格差是正については、施政方針に記載のとおり、前向きに検討しているところでございます。

また、条例提案においては細心の注意を図ってまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号七飯町学童保育クラブ条例の一部改正撤回の件を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号七飯町学童保育クラブ条例の一部改正撤回の件を許可することに決定いたしました。

日程第3

議案第47号 七飯町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第47号七飯町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件については、令和4年9月7日の本会議において、総務財政常任委員会に付託されたものであります。

閉会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

池田委員長。

○総務財政常任委員長（池田誠悦） 委員会報告第11号。

総務財政常任委員会報告書。

令和4年9月7日、第3回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和4年11月24日。

七飯町議会議長、木下敏様。

総務財政常任委員会委員長、池田誠悦。
記。

1、事件名。

議案第47号七飯町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について。

2、審査の経過。

令和4年9月12日、10月7日、11月2日、24日の4日間、委員会を開催し、副町長、情報防災課長の出席を求めて審査を行った。

3、決定及び理由。

（1）決定。修正可決。

（2）修正内容。

第1条条中「この条例は」の次に「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり」を加える。

第2条第1項第1号中「本町の」を「七飯町（以下「町」という。）の」に、「本町が」を「町が」に改める。

第2条第1項第2号イ中「財産に関する」を削る。

（3）理由。

当委員会に付託された七飯町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「本条例」という。）は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の趣旨にのっとり、条例又は規則に基づく手続について、書面によることに加えてオンラインによる手続を可能にするため、手続等を定めている各条例を個別に改正することなく、一括してオンラインによる手続を可能とするため制定しようとするものである。

第1条は目的で、本条例を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって住民福祉の向上に寄与することとして定めている。

第2条は定義で、本条例において掲げる用語の意義を定めている。

第3条は電子情報処理組織による申請等で、条例等により書面で行うこととされている申請

等を、各条例等を個別に改正せずに当該申請等のオンライン化ができる旨を規定している。

第4条は電子情報処理組織による処分通知等で、処分通知等のオンライン化を可能とする規定を定めている。

第5条は電磁的記録による縦覧等で、申請等や処分通知等のオンライン化と同様に、縦覧あるいは閲覧についても電子化することができる旨を規定している。

第6条は電磁的記録による作成等で、町の機関が条例等において書面等を作成、保存等としているものについて、電磁的記録の作成や保存をもって代えることができる旨を規定している。

第7条は適用除外で、対面での確認が必要である等の場合又は個別の条例等でオンライン化又は電子化する方法が規定されている場合は本条例の規定を適用しないとしている。

第8条は添付書面等の省略で、必要な情報やマイナンバーカードやシステム連携により入手又は参照できる場合は、添付書類を省略できる旨を規定している。

第9条は情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表で、オンライン申請可能な手続を一覧として町ホームページ等で随時公表するものとしている。

第10条は委任で、本条例に定めるもののほか、本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしている。

附則には、施行期日を公布の日からとし、本条例の制定に伴い、七飯町行政手続条例(平成9年七飯町条例第29号)における関連部分について、オンラインでの申請等に対応するための一部改正について規定している。

修正内容は、本条例を制定する根拠法令について明記する必要があることから、第1条に「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「法」という。)の趣旨のっとり」を追加し、その他、文言の修正や不要な文言の削除を行ったことから修正可決するものである。

委員からは、条例作成における専門職の配置

とチェック体制について、また、他の自治体の類似条例との整合性についての質疑があった。

町からは、過去には法制文書係を設置していたが、職員数の削減等の結果、廃止となり、現在は総務課総務係でチェックしている。今後はより厳しくチェックするよう庁舎全体としても精度を高め、将来的には専門職の人員配置等について見直していきたい。また、各種広域議会等を構成している近隣自治体と整合性を図った条例としているとの回答があった。

以上のことを留意の上、条例の内容を審査したところ、本条例は情報通信技術を活用した行政の推進を図り、国の法令に基づく手続等についてオンラインによる手続を可能とするものであり、かつ、修正内容も考慮した上で採決した結果、全員一致で修正可決すべきものと決定した。

次は、令和4年第4回七飯町議会定例会議案修正案関係資料でございますので、参照してください。

以上でございます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

若山議員。

○15番(若山雅行) 6点ほど確認したいので、審議していなければしていないということで簡単に答弁いただきたいと思っておりますけれども。

まず、1点目として、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律は、平成14年の法律であるが、今、条例を制定するということは、これまで対応してこなかったということなのか、それとも法律の改正か何かがあって必要になったのか、その背景について説明をいただきたいと思っております。

それと、2点目として、提案された条例を削除する「財産に関する」の文言については、これは単純なミスなのか、それとも何か作成者の、町側の意図や意味があったのかどうか、その辺の見解を教えてくださいたいと思っております。

それと、第9条で情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表というところで、

報告書の3ページでは、申請可能な手続を一覧として町ホームページ等で随時公表するものとして、踏み込んだ説明をしています。今現在、可能な手続は、申請等、処分通知等、それぞれ何件ほど予定されているのかということです。

それと、4点目として、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律には、情報通信技術の利用のための能力または知識、経験が十分でない者に対する適正な配慮がなされることを確保しつつという文言が入るのですけれども、その点について何か議論されたことはありますかということです。

5点目として、第2条定義の第1項第4号で、書面等についてなのですけれども、条例では「書面等に記載された者をいう」となっていますが、法律では「書面等に記載することをいう」となっております。この違いについては検討されたのかどうか。

最後、6点目として、報告書にも記載されていますが、条例の作成は、チェック等が非常に難しいと思いますか、委員会では、修正ではなく、裁判でいう破棄、差戻しのような、やり直しをすべきとの意見はなかったのかと。また、短期間の審査で全てチェックできたのかどうか。

この点について、簡単に御説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

若山雅行議員の質問に対する答弁より入ります。

池田委員長。

○総務財政常任委員長（池田誠悦） それでは、若山議員の質問に対する答弁調整のために、皆様に貴重なお時間をいただきまして申し訳ございませんでした。

それでは、若山議員からの6点の質問がありました。

1点目の平成14年の法律に対し、条例制定が今となった理由としては、町においては、これまでも住民票のコンビニ交付等、町の単独事務においてオンライン手続を実施しておりましたが、あくまでも単独事務であるため、条例の制定までは必要ありませんでした。

しかし、今般のマイナンバーカードの全国的な普及により、町単独ではなく、様々な行政機関等とも連携しながら、多岐にわたる手続がオンラインで可能となってきたことにより、それらに対応して、包括的に網羅するための条例が必要となったため、本条例の制定に至るところです。

2点目の「財産に関する」を削除した理由については、委員会において、単純な記載ミスであると理事者からの報告がありました。

3点目のオンラインで可能となる具体的な手続について、また、4点目の知識・経験が十分でない者に対する配慮について、5点目の法律と条例の記載については、詳細な議論は行っていません。

6点目の差戻しの件はなかったのかにつきましては、町においてオンライン化を進めていく上で、業務が滞ることを避けるため、修正で十分であると委員会では判断をいたしました。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 質問で休憩になるのは申し訳ないのですけれども、まず、1点目の平成14年の法律なのだけれども、デジタル社会形成基本法が令和3年度に設立されたり、官民データ活用推進基本法が平成28年にできたりして、それが情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律で、それに基づいて大きく内容が変わったと、改正されたので、できたのではないかと思うのですけれども、今、ほかの法律の話が出なかったのも、そここのところのコメントをお願いしたいのと。

3、4、5点目は審議を行っていないということなのだけれども、1点だけ、法律と定義

の文言が違うことについて、このままでいいのかどうか、委員長の見解をお願いします。

○議長（木下 敏） 池田委員長。

○総務財政常任委員長（池田誠悦） 今回の再質問の件ですけれども、一応法律がこういうふうになったということで、文言について付託してくださいということで当委員会が設置されました。その中で、今、若山議員が言われた過去の法律に関してのことについては一切触れていませんでした。

それから、もう一つ目のほうも、別段それに関しては、今回、審議をしておきませんので、答えようが今の時点ではありません。まして、条例に関してですので、今、曖昧な答弁というのは委員長としても困りますし、そういう審議はしていませんでした。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

委員長、お疲れさまでした。

これより、討論を行います。本案に対する委員長の報告は、修正でありますので、まず、原案に賛成の討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 次に、原案及び修正案に反対の討論を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、修正案及び原案に反対の立場から討論をさせていただきます。

僅か10条の条例で、委員会の指摘で3か所修正する形になったということと。

先ほど質問させていただきましたけれども、定義の内容の違いについても議論をしていないという状況から、この条例の作成は非常に重要だと思われ、できるだけ早く施行すべきだと思いますけれども、もう一度戻して、問題がないのかどうかじっくり検討していただいてから再度提出いただくのが筋ではないかと考え、反対

討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（木下 敏） 次に、原案に賛成の討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 次に、修正案に賛成の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 以上で、討論を終わります。

これより、議案第47号七飯町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、起立により採決を行います。

本案の委員長の報告は、修正であります。

よって、先に委員会の修正案について起立により採決を行います。

委員会の修正案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 賛成多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について、起立により採決を行います。

修正議決した部分を除く部分を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第59号 七飯町個人情報保護法施行条例の制定について

日程第5

議案第60号 七飯町個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第59号七飯町個人情報保護法施行条例の制定について、日程第5 議案第60号七飯町個人情報保護審査会条例の制定について、以上2件を一括して議題といたします。

一括して提案説明を求めます。

情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） それでは、議案第59号七飯町個人情報保護法施行条例の制定及び議案第60号七飯町個人情報保護審査会条例の制定について、一括して提案説明申し上げます。

別冊の議案関係資料の1ページ、資料1の個人情報の保護に関する法律の改正に伴う町条例の対応についてを御覧願います。

このたびの条例、2件の条例制定ですが、1の提案理由として、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（以下、「法」といいます）が、この改正があり、令和5年4月1日に施行されることとなりましたが、この改正により、これまで各地方公共団体ごとに定めていた個人情報の取扱いに関する規定を法により、全国的な共通ルールを規定することとした一方、地方公共団体においては、法を施行するために必要となる事項を独自で条例により定めることができることとされました。

このことに伴い、現在、七飯町において運用している個人情報の取扱いに関する条例を廃止するとともに、現行条例の基本理念を後退させることのないよう法を施行するために、七飯町において必要となる事項を定める条例及び個人情報保護審査会について別に定める条例を新たに制定し、関係条例の一部改正も盛り込んだ上で、一括して提案するものでございます。

次に、2の提案概要でございます。

初めに、(1)七飯町個人情報保護法施行条例の新規制定となります。

条文の内容ですが、アの個人情報ファイル簿の作成及び公表について定める規定、イの開示請求に係る手数料等について定める規定、ウの開示決定等の期限及び特例について定める規定、エの審査会への諮問について定める規定となっております。

また、附則として、オの七飯町個人情報保護条例及び七飯町特定個人情報保護条例の廃止、カの上記の条例廃止に伴う経過措置について定める規定、最後に、キの七飯町公の施設に係る

指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正ですが、こちらは、同条例の条文に、廃止される七飯町個人情報保護条例を引用している部分がございますので、該当箇所を削除するものでございます。

次に、(2)七飯町個人情報保護審査会条例の新規制定でございます。

条文の内容ですが、アの所管事務について定める規定、イの組織及び委員、会長等について定める規定、ウの会議について定める規定、エの審査会の調査権限について定める規定、オの意見の陳述について定める規定、カの意見書等の提出について定める規定、キの提出資料の閲覧等について定める規定、クの諮問に対する答申について定める規定となっております。

続きまして、2ページを御覧願います。

附則として、ケの、先ほどの(1)と同様の経過措置について定める規定でございます。

最後に、3の施行期日でございますが、両条例共に令和5年4月1日から、ただし、審査会委員の委嘱については、公布の日から施行いたします。

以上、条例2件の制定の概要となりますが、七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の改正の新旧対照表につきましては、3ページの資料2のとおり添付してございますので、御参考としていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第59号及び第60号、七飯町個人情報保護法施行条例及び七飯町個人情報保護審査会条例の制定についての提案説明となります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、議案第59号、議案第60号、以上2件について、一括して質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） まず、59号の件なのですけれども、ここでは、業務上知り得た情報については、保護規定というのが設けられております。

しかしながら、一方、個人情報のファイルは公表されるということになっております。それで、個人情報のファイルに記載されている情報とは、どのような内容が記載されているのか、まず1点目、お伺いいたしたいと思います。

それから、2点目なのですけれども、このようにして個人情報は開示されるわけですけれども、この開示された情報に関してはどのように保護されるのか、そういう規定がこの中身には見当たりませんので、その辺についてどのようなになっているのか、ひとつ説明していただきたい。

以上です。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） まず、1点目の個人情報ファイル簿の公表ですが、こちら個人情報そのものを公表するのではなくて、個人情報ファイル簿、町のほうでどのような個人情報を何件持っているかというものを、そのファイル簿が幾つありますというものを公表することとなっております。個人情報そのものを公表するものではございません。

それで、ファイル簿の内容なのですけれども、個人情報に書かれている町が保有している個人情報の内容、例えば氏名、住所、生年月日ですとか、その全ての件数ですとか、そういったものが個人情報ファイル簿には記載されております。

2点目、個人情報はどのように保護されるのかという御質問でございましたけれども、こちら、これまで町において定めていた条例で保護はされていたのですけれども、今後、冒頭申し上げましたとおり、国の法律によって、一律して保護を定めているものでございます。今回の条例の中身は、どのように保護しているということまでは書かれておりません。国の法律によって詳細に保護に関して定められております。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） その辺もうちょっと、いろいろ言われましたけれども、ファイルの中

身といたしますか、これについては、氏名だとか年齢だとか、そういったものが入っているということでしたけれども、そういう情報は開示されるわけでしょう、そこまでは。それが保護される規定がどうなっているか分からないという状況では、これは非常に問題ではないかと思うのですが、その辺もう一度、どの程度国のほうで、それを保護する考えが記載されているのか説明していただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午後 1時19分 休憩

午後 1時35分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

上野武彦議員の質問に対する答弁より入ります。

情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） 貴重なお時間を取らせて申し訳ありませんでした。

まず、ファイル簿についての御質問に補足させていただきます。

ファイル簿を公表されるとなっておりますけれども、ファイル簿の中には個人情報そのものが入っているわけではございませんので、ファイル簿の中身としては、どのような内容の個人情報を保有しているか、何件持っているかというような、個人情報の持っているものの情報が書かれているだけでありまして、個人情報そのものを公表するわけではございません。

続きまして、もう1点なのですけれども、今回、国の法律に基づいて個人情報を保護していくという中身で、国の法律でどのように個人情報が保護されるのかという御質問でしたけれども、国の法律では、各行政機関において適切にそれぞれの団体に管理するように定められております。

例えば、まずは、個人情報を収集する場合には、利用目的をきちんと明示することですとか、もちろん個人情報の漏えいや滅失、毀損など、そういうものの防止のために適切な措置を講じなければならないことですとか、もちろん

個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはならないですとか、目的外の利用の制限ですとか、そのような内容が国の法律において定められておまして、今回、法の改正により、七飯町においても国の法律に基づいて適切に処理していくこととなります。

今まではそうではなかったという話ではなくて、今までは町の条例において、そういった措置を定めていたのですけれども、全国的な統一のルールとして、国の法律で定められることになったという内容でございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、答弁いただきました、ある程度分かりましたけれども、今後の問題にも関わる問題なのですけれども、個人情報といいますと、今、マイナンバーカードというのが出てきておまして、将来、この情報がどのように扱われるかということも、将来の問題になりますけれども、問題になってくるのではないかと思うのですが、こういったマイナンバーカードのような情報に関しては、どのような見通しになっているのか、お伺いします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（庭田昌輝） マイナンバーカードに関する個人情報なのですけれども、特定個人情報と呼ばれるものでありまして、まさにこのたび廃止することとなるもう1本の条例の中で定められていたものなのですけれども、こちらも同様に、町のほうの特定個人情報の保護条例を廃止して、国において一括して、統一して保護していくという内容となります。

マイナンバーカードに関しても個人情報の保護は厳正に管理されておまして、容易にひもづけができないですとか、マイナンバーの数字が分かったからといって、ほかの情報が簡単に引っ張ってこれられないような措置を国のほうで厳正に定めておりますので、そちらのほうについても国にのっかって適正に管理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号七飯町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第60号七飯町個人情報保護審査会条例の制定について、以上2件は、詳細な審査を要することから、総務財政常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、総務財政常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第6

議案第61号 七飯町草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例の制定について

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第61号七飯町草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） 七飯町草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例の制定についてですが、別冊の議案関係資料の4ページ、資料3となります。

七飯町草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例の概要を御覧ください。

1、提案理由といたしまして、良質な粗飼料生産の向上を図り、酪農・畜産農家の所得向上及び経営の強化と安定に寄与し、七飯町の基幹産業である農業振興に資するため、事業実施主体である公益財団法人北海道農業公社にて、草地更新等を行う草地畜産基盤整備事業を令和5年から8年度に実施を予定しております。

当該事業の実施に当たり、町は、受益者負担

分の事業費を受益者から徴収する事務等を担うため、地方自治法第224条の規定に基づき、分担金の徴収に関する事項を定める必要があることから、この条例を提案するものでございます。

2、条例の概要でございますが、(1)分担金徴収に関する規定でございますが、ア、分担金の額について定める規定、イ、納入義務者について定める規定、ウ、徴収方法及び時期について定める規定、エ、分担金の徴収猶予及び減免について定める規定となっております。

3、施行期日でございますが、令和5年4月1日から施行を予定しております。

以上、概要となりますが、議案第61号七飯町草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例の制定について、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号七飯町草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例の制定については、詳細な審査を要することから、経済産業常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、経済産業常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査とすることを決定いたしました。

日程第7

議案第62号 公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第62号公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題と

いたします。

提案説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第62号公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

このたび提案いたします公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係条例の整備に関する条例は、これまで七飯町の年末年始の休日のうち、条例に12月31日から翌年の1月5日までとしている休日期間を12月29日から翌年の1月3日までに変更するもので、この変更に至った経緯としましては、国や北海道の年末年始の休日が12月29日から翌年の1月3日までとなっております。また、七飯町と生活圏や経済圏が一体的な地域である函館市、北斗市も休日期間が12月29日から翌年の1月3日までとなっているものであります。

このような背景から、毎年閉庁日となっている1月4日、5日の年始には、役場庁舎や他の公共施設等が開庁しているのかといった問合せが多数寄せられており、年始の町民生活に混乱や不便を来している状況となっております。

これらのことから、年末年始の休日を12月29日から翌年の1月3日までの期間に改めるため、この条例を提案するものであります。

なお、この年末年始の休日期間の変更については、町民の皆様への周知期間などを踏まえまして、来年度、令和5年の年末から適用するものであります。

それでは、別冊の議案関係資料の5ページ、資料4の公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の概要を御覧願います。

初めに、1の制定理由でございますが、七飯町の休日のうち、年末年始の休日は12月31日から翌年の1月5日までとされていますが、この年末年始の休日が民間企業、国や他の行政機関とは異なっております。

そのため、週休日と重なることで長期間閉庁となり、国などへ提出する書類の発行や手続が

できないなどの意見が町民から寄せられるほか、毎年1月4日、5日の両日には、役場守衛室に役場や他の公共施設等が開庁しているかなどの間合せが多数寄せられている状況となっております。

これらのことから年末年始の休日が民間企業や国や他の行政機関と異なっていることにより、年始の町民生活に混乱や不便をもたらしている状況にあるため、町の公共施設の年末年始の休日を令和5年度から12月29日から翌年の1月3日までに変更するため、この条例を提案するものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、初めに、1点目として、第1条関係は、七飯町の休日を定める条例に規定する年末年始の休日を12月29日から翌年の1月3日までの日に改めます。

次に、2点目として、第2条から第5条関係は、職員の勤務時間・休暇等に関する条例のほか、七飯町精神障害者社会福祉施設条例、七飯町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、七飯町大沼国際セミナーハウス条例、七飯町さくら共同作業所条例、七飯町学童保育クラブ条例、七飯町屋内ゲートボール場条例に規定する年末年始の休日を12月29日から翌年の1月3日までの日に改めます。

3点目として、第6条関係は、七飯町大沼国際交流プラザ条例に規定する年始の休日を1月5日までから1月3日までの日に改め、併せて開館時間を午前9時から午後5時に改めます。

最後に、この条例の施行期日でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、ここまでが整備条例の概要となりますが、この条例の制定に伴い、関係する9本の条例改正の新旧対照表につきましては、裏面の資料5のとおり添付してございますので、御参考としていただければと思います。

提案説明は、以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しま

す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第62号公共施設等の年末年始休日の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（木下 敏） 日程第8 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（中村雄司） それでは、議案第63号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案説明申し上げます。

別冊の議案関係資料の12ページ、資料6の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要を御覧願います。

初めに、1の制定理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月1日に公布され、新地方公務員法施行による定年年齢の段階的な引上げや管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴いまして、関係条例を整備するものであります。

次に、2の改正内容でございますが、大きく5点となります。

1点目としまして、(1)定年年齢の段階的な引上げでございます。現行60歳としております定年年齢を令和5年度から2年度ごとに1歳ずつ引上げ、令和13年度以降は、一律65歳とする制度を導入するものでございます。

次に、2点目としまして、(2)管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入でございます。地方公務員にも導入となり、これは組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持することを目的とされております。

原則60歳に達した管理監督職、参事以上の職員については、最初の4月1日までに非管理監督職、係長以下に降任となります。しかしながら、公務の運営に著しい支障が生じる場合には、引き続き管理監督職として勤務することができるとし、最長で3年間を限度とするものでございます。その例としまして、職務が高度の知識・技能または経験が必要である場合、職務に係る勤務環境及び勤務条件に特殊性がある場合、降任前に行っていた業務の遂行上重大な障害となる場合となります。

次に、3点目としまして、定年前再任用短時間勤務制と暫定再任用制の導入となります。

定年前再任用短時間勤務制についてでございますが、1点目で定年延長が段階的に65歳まで引上げとなると説明申し上げましたが、職員の本人の希望によりまして、60歳に達した日以後の最初の4月1日から、定年前に退職した職員については、短時間の職に再任用できる制度を選択できることとなります。

次に、暫定再任用制についてでございますが、段階的な定年延長の導入に伴いまして、これまで60歳を定年年齢として制度設計された再任用制度が廃止となりますが、これまでと同様、年金受給開始年齢となる65歳まで再任用できる制度として暫定的に整備するものであります。

次に、4点目としまして、情報提供・意思確認制度の導入となります。

今回の地方公務員法の改正に伴いまして、役

職定年制及び定年前再任用制度が導入されるほか、給与水準を60歳時点の7割として、現状と同様の勤務形態で働くなど、60歳以後の職員の勤務形態等が多様になることから、当面の間、60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思確認を行うものでございます。

次に、5点目としまして、60歳を超える職員の給与についてでございますが、60歳に達した日以後、最初の4月1日以後は、職員の給料の月額を、60歳前の7割水準とするものでございます。

以上5点が改正内容となりますが、地方公務員法に伴う所要の整備規定を行うものでございます。

最後に、3の施行期日でございますが、令和5年4月1日から施行いたします。

ただし、項目2の(4)の情報提供・意思確認制度については、速やかに進めていく必要があることから、公布の日から施行してまいります。

以上、条例の概要となりますが、この条例改正の新旧対照表につきましては、資料7のとおり、条例10本の新旧対照表を添付してございます。

また、議案7枚目裏側のページに、第11条の規定がございますが、廃止となる条例として、七飯町職員の再任用に関する条例、1本を規定しております。御参考としていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第63号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案説明となります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第63号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第64号 七飯町水道事業給水条例
及び七飯町公共下水道条例の一部改正に
ついて

○議長（木下 敏） 日程第9 議案第64号七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） 議案第64号七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部改正について、提案説明いたします。

主な改正内容につきましては、議案関係資料にて説明させていただきますので、議案関係資料の39ページをお開き願います。

七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部を改正する条例の概要でございますが、最初に、1の改正理由でございます。

令和3年11月1日に七飯町公営企業経営審議会より、水道事業及び下水道事業の公共サービスの水準の見直し実施の答申を受け、利用者、今回は特に年金収入世帯の支払い機会の確保と公営企業経営のさらなる効率化の両方を実現するために、検針業務及び収納について関連する条例の一部を改正するものとなります。

次に、2の改正内容でございますが、1、水道及び下水道、参考メーターも含みますが、毎月検針を令和5年3月までとし、令和5年4月より奇数月、1、3、5、7、9、11月の隔月で検針に行かせていくことに変更させていた

できます。

2番目として、水道料金、下水道使用料の毎月の支払いを令和5年3月までとし、令和5年4月分より支払いを年金支給月である偶数月、2、4、6、8、10、12月に変更させていただくこととなります。

なお、毎月の請求を継続して希望されるお客様についても、一定期間対応させていただく予定となっております。令和5年4月は検針は行いませんが、前月の令和5年3月分の請求を予定しております。

また、令和5年度初回の検針は、令和5年5月12日から23日の予定で、4月と5月分の2か月分の検針を予定しております。

この検針水量を基に、令和5年6月から隔月の請求をさせていただく予定としております。

3番目に、水道料金等を集金人へ支払う方法についても、他の支払い方法を整備した結果、利用する町民が限定的であることから、集金業務を原則廃止とさせていただきます。

以上3点について、関係する条例を改めさせていただきます。

次に、3の施行期日でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

最後に、4の経過措置としまして、条例改正前、令和4年3月30日以前から使用され、令和5年4月30日までの期間で利用停止等をされる場合には、条例改正前と同様に料金等の徴収をできるものとさせていただく経過措置となっております。この経過措置を設けない場合は、次の請求までの期間が長くなることにより、支払い忘れ等や徴収期間を逸することになりますので、それらを確保するための経過措置となっております。

なお、新旧対照表につきましては、七飯町水道事業給水条例が40ページ、七飯町公共下水道条例が41ページに、それぞれ掲載されておりますので御参照願います。

以上、簡単ではございますが、提案説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

川村主税議員。

○13番（川村主税） 何点か確認したい事項がございまして、さきの全員協議会のときに概要説明で聞いておりますが、まず1点目のことですけれども、今回、2か月に1回に変えるということなのですけれども、来年の4月1日から施行する予定ということで、今回、なぜこのタイミングで、これを行う理由について、まず1点。

七飯町以外で、渡島管内、近隣市町村で、このような2か月に1回、今、徴収している市町村があるのが2点目。

今回、七飯町内の事業者関係、例えば水道関係、下水道関係を多く支払いをしている事業者に対して、まだ決まっておられませんけれども、4月からこういう予定がありますという話を事前に企業に説明しているのか、その3点、お願いいたします。

○議長（木下 敏） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） それでは、1点目の隔月検針等をなぜこのタイミングで実施するのかについてですが、議案関係資料で説明している理由の補足としまして、全員協議会でも説明申し上げましたが、経費の見直しによる業務の効率化をこれから図る上で、早期に実施したいということと。

それと、次年度以降の口座の引き落とし手数料の増額に関する要求が某収納代理金融機関より要請されておまして、手数料の見直しができない場合には、口座振替利用者にその手数料を負担していただくこと等を想定されているようでして、利用者に口座引き落とし手数料を転嫁するという考えをお持ちのようです。そのため、口座振替の収納代理金融機関の納付を、実際は指定金融機関である道南うみ街信用金庫が取りまとめて、口座引き落とし手数料をこちらのほうに請求しているのですが、そういう形を取っているのです、仮にこの1行を認めてしまうと、実際、指定代理納付を行っている9機関も恐らく連動した形で手数料の改定、増額という

ような形を取らざるを得なくなってしまう。

そのほかにも、実際、コンビニ収納等もその後、手数料の改定が追従されるような形となりまして、利用者への負担が大きくなるものと判断されますので、事前に支払いの回数を減らすことによって手数料を、請求する機会そのものを削減していきたいという考えの下、今回提案させていただいております。

2点目の質問、隔月検針の渡島管内の状況ということだったと思います。今のところ毎月検針、毎月請求というのが9自治体、隔月検針、隔月支払いというのは1自治体となっております。

3点目の質問ですが、隔月検針及び隔月請求の周知。実際、支払いの資金繰りの関係での御質問だと思うのですが、どのような状況ですかと、説明等を事前にされていますかというお話だったと思います。

実は、11月17日から21日までの期間で、事前に、町の考え方として、意見交換を10団体ほどさせていただいております。その際にも、先ほど質問にもありましたように、毎月の請求を継続できないかという相談を受けております。ただ、実際、うちのほうとしても、水道料金、下水道使用料に関する調定から、収納の一連の業務量や費用負担の観点より、上下水道課として対応できる範囲で、一定の期間はそういった対応をしていく予定としております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 分かりました。銀行の手数料が増えるということで、それが利用者負担がかかるというのがあるということです。それは理解しました。

今回、事業者もそうなのですが、年金受給者や低所得者の方が毎月払っているのが、2か月に1回となった場合、当然大変になると思うのです。そういった場合の相談窓口の対応、先ほども話した、きちっと対応できるのかどうか、1点。

あと、当然来年の4月1日からとなっていま

すけれども、料金の支払い方法が変わりますという周知の方法をいつぐらいから始めるのか、その2点、お願いいたします。

○議長（木下 敏） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） 年金受給者や低所得者等からの納付の相談、1回当たりの支払い金額が大きくなるということでの質問かと思えます。実際、資金繰りの関係や収入が不安定な方等については、現在でも分納等、要は1万円を2回だとか4回だとかに分けて納付をする相談を随時行っております。これは、窓口に来ていただければ、基本的にはすぐ対応しますし、来町が難しいようであれば、事前に電話等で承った後、こちらのほうで審査等をした上で対応させていただくようになっておりますので、現在も、そういう意味では、分割納付という形の対応の窓口は整備されております。

2点目の支払い方法等の変更に関する周知なのですが、事前に、うちのほうとしては、通常の広報、ホームページ、検針票等でやる予定なのですが、実際、検針業務で3月まで各戸を回りますので、必要に応じて、こちらのほうで用意した資料を各戸に配布するようなことを今、準備を進める予定でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

稲垣明美議員。

○6番（稲垣明美） 1点だけ教えてください。

隔月になることで、今現在、検針業務に当たられている方も仕事量が減ると思うのですが、この辺のことを教えてください。

○議長（木下 敏） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） 現在、9名の方で検針業務を回られております。ただ、9名を今、七飯町では直接雇用しておりません。委託業務として、民間会社のほうに委託しておりますので、基本的には、七飯町との労務関係の問題はございませんが、委託先の考え方は、当然検針員の方は減るのですかという形で確認させていただいた結果、基本的には、定年を70歳

を民間のほうでは考えているようで、実際、70歳を超えている方が3名おられるそうです。先ほど9名が検針に回っていると言いましたが、その中で七飯町民の方は6名が従事しております。その6名のうち3名が70歳を超えている形なので、来年度1年間をかけて、残りの3名の方に検針の業務を引き継いでいって、12か月が6か月に減るのですが、検針の件数を多くすることによって、一定程度収入を確保するというふうに報告を受けております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 改正内容の(3)のところで、集金業務を原則廃止ということで、現金で収納するのはやめるということで、影響は限定的だと思うのですが、ここに書いている、町民が限定的であることからというのは、今現在どのくらいの件数があるのかということ。原則と書いていると、例外で集金もあるのかと思うのですが、すっぱりやめてしまうということではよろしいのでしょうか。それで、影響とか、その辺のことは大丈夫なのかというだけ教えてください。

○議長（木下 敏） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） まず、1点目の集金業務の現在の件数の状況はということだったと思います。これは、令和4年9月の調定、実際、10月の集金に歩いたときの集金の件数ですが、現在115件となっております。

なお、水道調定の全体の件数は1万2,371件となっておりますので、影響を受ける方は1%未満となっております。

なお、令和4年に入りまして、集金に携わっている方も高齢でして、何回か集金業務を休んだこともございます。その際は、こちらのほうから納付書を郵送させていただいたりという形で、水道料金等の徴収をさせていただいております。

原則廃止というような書き方をさせていただいたのは、こちらのほうで、どうしても冬期間

運転ができないだとか、そういう相談があれば、こちらのほうで徴収をさせていただくことも、配慮としてできるということの意味合いを持っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 全体の1%だというのだけれども、100件以上あるということで、これに対する影響というのは、要は振込表かなんかを送って対応するというので、口座を持っていないとかいろいろあると思いますので、それについては、集金しないで、代わりに何か、振込手数料がかかるとか、不利にならないで、代替手段とかは確保できるということで、廃止というふうに考えているということでのよろしいわけですか。

○議長（木下 敏） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田 晃） お見込みのとおりで、先ほどもちょっと説明しましたが、今まで集金、今年もそうなのですが、集金する方が集金業務を休まれた際には、こちらのほうから納付書等を送らせていただくのと、口座振替等をこちらの指定金融機関に出してくださいという御案内をさせていただく形で、集金業務を今受けている利用者に御不便をかけないような形で納付する機会を確保する予定でございます。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第64号七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されまし

た。

暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時17分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第10

議案第65号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（木下 敏） 日程第10 議案第65号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高橋雅貴） それでは、議案第65号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案説明申し上げます。

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、施設は2か所ございまして、一つ目の施設の名称は、七飯町パークゴルフ場七飯コース。施設の位置は、亀田郡七飯町本町2丁目140番地1でございます。

二つ目の施設の名称は、七飯町パークゴルフ場大中山コース。施設の位置は、亀田郡七飯町大川11丁目347番地1でございます。

2の指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者でございますが、住所は記載のとおりです。名称は、グリーンP・Gサービス株式会社。代表者氏名は、代表取締役、大森章吾でございます。

3の指定管理を行わせる期間でございますが、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。

続いて、議案関係資料42ページの資料10、指定管理者選定経過概要を御覧ください。

指定管理者選定経過の概要でございますが、公募開始は、令和4年8月1日に公募要項及び各担当課及び町ホームページに掲載し、周知期間を同年8月12日までとし、町ホームページ、町内掲示板及び町広報紙掲載を行っております。

公募説明会は、同年8月15日に行っており、説明会には、グリーンP・Gサービス株式会社のほか町内の事業所1者が参加しております。

応募登録の申込期限を同年8月22日とし、応募登録の申し込みは2団体で、グリーンP・Gサービス株式会社のほか、町内の事業所1者でありました。

指定管理者指定申請の提出は、同年9月26日を期限とし、記載のとおりグリーンP・Gサービス株式会社の1者から指定申請書の提出があり、指定管理者選定委員会を同年10月4日に行い、グリーンP・Gサービス株式会社から提出された書類及びヒアリングにより審査を行い、評価を実施し、評価点は500点満点の410.8点という結果を受けて、このたび指定管理者の候補者を選定し、今回提案させていただいたものでございます。

また、今回御提案申し上げております令和4年度一般会計補正予算(第9号)に、関係予算として指定管理料の債務負担行為、3年間で総額3,140万7,000円を計上しております。

提案説明は以上です。

よろしく御審議のほどお願いします。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

田村敏郎議員。

○5番(田村敏郎) このパークゴルフの指定管理でございますけれども、実績はあると思うのです。その中で、まずお聞きしたいのは、納付金の対象業者なのかどうか。それから、もし対象としていけば、利益の提案額は幾らだったのか、それを教えていただきたいと思いません。

○議長(木下 敏) スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長(高橋雅貴) それでは、御質問のありました納付金の対象事業かどうかということについてお答えします。

本施設は納付金の対象施設としておりません。

以上です。

○議長(木下 敏) 田村敏郎議員。

○5番(田村敏郎) ここの指定管理の事業所は、利益が生じていないという考え方でよろしいのですか、そうしますと。

○議長(木下 敏) スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長(高橋雅貴) お答えします。

このパークゴルフ場につきましては、ほとんどが維持管理費で行っておりまして、収益については多少ございますが、微々たるものでございます。

歳入につきましては、ピーク時より5,000人ほど少なくなっておりまして、大体50万円ほど減っているのと、クラブ収入につきましても、皆さん、マイクラブをお持ちになりまして、10万円程度減少しており、利用者が減っている中、何とか維持して運営していただいているのが実態でございます。

以上です。

○議長(木下 敏) 田村敏郎議員。

○5番(田村敏郎) 説明を聞きますと、幾分利益が、少しであろうが、利益が生じていると。昨日の議論の中では、納付額については、利益が生じた場合という考え方です。そうしますと、町としては、納付額を払っていただく際の利益というのをどこに、利益が幾ら以上あれば対象になります。そこら辺がしっかり、それぞれ施設ごとに判断すると思うのですけれども、大枠の基準というのは、町として、幾ら以上の場合には利益、それ以下の場合には利益として認めないと。

本来、ツーターか、もしくは企業努力によって利益を生じさせるという発想の中で指定管理をやっているはずなのです。したがって、納付金を導入するという話になってしまうと、幾ら

以上であれば利益が生じたことになって、納付額の対象になるのかどうか、そこら辺、町として統一した見解があるのかどうか、そこら辺をまず教えていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 私のほうからお答えします。

今のパークゴルフ場のことに関しましては、従来のどおりの考え方といたしましうか、使用料だとかいうのは受益者の方から頂いて、収入をある程度見込んで、係る運営の管理費を出しまして、その差額の部分について指定管理料という形で支払うという形のものできてございます。

今、御質問の中で、利益はどのなのだという部分になろうかと思えます。どのくらい利益が出た。その中でいろいろ運営主体のほうで、指定管理料以外にもサービスのなものがかかってくるかと思えます。運営管理、芝管理になってきますが、どうしても見えないような修繕が出てきたりとか、大きな修繕ではなく細かい修繕、そういう部分もありますので、実際に、ここに限っては大きな収益があるという形ではございません。

どのくらいの収益があったら納付金の金額の中でうたうかという形ですが、今現在の中では、昨日の一般質問もありましたけれども、先ほど情報提供もさせていただきましたが、道の駅に限ってという形の中の限定の言葉の、指定管理の公募要項の関係についてそういう縛りも必要だと。

今回の道の駅以外については、指定管理上の公募要項の中には納付金という言葉すら記載していませんし、また、求めてもございませんので、今言った部分について、統一感がないという形のものはあるかと思えますが、それについては、今回については、そういう定めをしていない。もしそういう部分があるのであれば、今後の検討事項になってくると思えます。今の段階では、金額、そういう定めをしていないとか、まだそういうことを検討していないということで御理解いただきたい。今後の検討課

題という形のものとしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） この指定管理者選定経過概要の資料を見ると、七飯町パークゴルフだけが唯一、公募説明会の参加と応募登録の申し込みで2者あるのですけれども、最終的に、指定管理者指定申請者提出で1者だけなのですけれども、これは、申請書を提出しなかったということは、辞退したということなのですか。この流れとして、応募登録はしているのだけれどもということとは、取りやめた理由とか、その辺は把握されているのかどうか。2者申し込みがあつて、こっちのほうがいいとか、そういう判断をしたわけではなくて、最終的に1者しかないということになるのかどうか、そのところをもう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（木下 敏） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高橋雅貴） それでは、応募申し込みしましたが、指定管理者の申請を提出しなかった理由でございますが、事業所の専務のほうから、会社の都合により提出されないということで受けていますので、会社都合ということで、それ以上は聞いてございません。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第65号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第66号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（木下 敏） 日程第11 議案第66号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、議案第66号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案説明申し上げます。

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、指定管理者の候補者を選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

初めに、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、(1)として、施設の名称は、屋内ゲートボール場すずらんコート。施設の位置は、亀田郡七飯町本町2丁目96番地1。

(2)として、施設の名称は、屋内ゲートボール場ひまわりコート。施設の位置は、亀田郡七飯町字大川387番地1でございます。

次に、指定管理者となるべき団体の住所及び名称及び代表者氏名でございますが、住所は議案に記載のとおりで、名称は、すずらんコート利用者の会、代表者氏名は、会長、逸見和子氏でございます。

次に、3、管理を行わせる期間でございますが、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。

続いて、議案関係資料42ページ、資料10、指定管理者選定経過概要を御覧ください。

選定経過でございますが、本年8月1日に公募を開始し、8月15日に公募説明会を開催いたしました。説明会には、すずらんコート利用者の会、1団体が参加しております。その後、

応募登録の申込期限である8月22日までに、すずらんコート利用者の会が登録し、9月26日の申請書提出期限までに、すずらんコート利用者の会が指定管理者指定申請書を提出してございます。

10月4日に選定委員会を開催し、提出書類及びヒアリングによる審査を行い、評価した結果、500点満点中380.1点の評価であったことから、指定管理者の候補者として選定し、今回提案させていただいたものでございます。

また、今回、議案第69号で御提案申し上げます令和4年度一般会計補正予算に、関係予算として、指定管理料の債務負担行為、3年間で総額156万6,000円を計上してございます。

提案説明は、以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第66号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第67号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（木下 敏） 日程第12 議案第67号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、議案第67号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案説明いたします。

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、指定管理者の候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

初めに、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、施設の名称は、七飯町大沼国際交流プラザ、施設の位置は、亀田郡七飯町字大沼町85番地15でございます。

次に、指定管理者となるべき団体の住所、名称及び代表者氏名でございますが、住所は、亀田郡七飯町字大沼町85番地15。名称は、一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会。代表者氏名は、代表理事、川村晃也でございます。

次に、管理を行わせる期間でございますが、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。

続いて、議案関係資料42ページ、資料10、指定管理者選定経過概要を御覧ください。

選定経過の概要でございますが、本年8月1日に公募を開始し、8月15日に公募説明会を開催いたしました。

説明会には、一般社団法人大沼国際観光コンベンション協会の参加がございました。

その後、応募登録の申込期限である8月22日までに1団体が登録し、9月26日の申請書提出期限までに、一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会が指定管理者指定申請書を提出してございます。

10月4日に選定委員会を開催し、提出書類及びヒアリングにより審査を行い、評価をした結果、500点満点中395.5点の評価点となったことから、指定管理者の候補者として選定し、今回提案させていただいたものでございます。

また、今回御提案申し上げます令和4年度一般会計補正予算に、関係予算として、指定管理

料の債務負担行為、3年間で総額5,098万1,000円を計上しております。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第67号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第68号 七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（木下 敏） 日程第13 議案第68号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、議案第68号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案説明いたします。

七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、指定管理者の候補者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

初めに、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、施設の名称は、道の駅なないろ・ななえ。施設の位置は、亀田郡七飯町字峠下380番地2でございます。

次に、指定管理者となるべき団体の住所、名称、代表者氏名でございますが、住所は、亀田郡七飯町字峠下380番地2。名称は、一般社団法人七飯町振興公社。代表者氏名は、代表理事、山川俊郎でございます。

次に、管理を行わせる期間でございますが、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。

続いて、議案関係資料42ページ、資料10、指定管理者選定経過概要を御覧ください。

選定経過の概要でございますが、本年8月1日に公募を開始し、8月15日に公募説明会を開催いたしました。

説明会には、一般社団法人七飯町振興公社の参加がございました。

その後、応募登録の申込期限である8月22日までに1団体が登録し、9月26日の申請書提出期限までに、一般社団法人七飯町振興公社が指定管理者指定申請書を提出してございます。

10月4日に選定委員会を開催し、提出書類及びヒアリングにより審査を行い、評価をした結果、500点満点中402.6点の評価点となったことから、指定管理者の候補者として選定し、今回提案させていただいたものでございます。

また、今回御提案申し上げます令和4年度一般会計補正予算に、関係予算として、指定管理料の債務負担行為、3年間で総額7,035万6,000円を計上しております。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 道の駅の関係でございますけれども、まず1点目は、この受託事業者に対して、町は利益をどのぐらい以上想定したのか。そして、相手側は、納付金の提案額は幾らなのか。そういうすり合わせと言えはおかしいのですけれども、そういうことをしたのかどうかも併せてお願いします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、お答えしてまいりたいと思います。

まず、町のほうの利益の想定というお話でございますが、特に町のほうで幾らとかということは何か指示しているということはありません。

次に、指定管理者からの提案の概要でございますけれども、利益の10%ということで、今回は、年度10万円と。要は100万円の利益が出て10%、10万円ということで御提案いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 想定していないという話ですけれども、そもそも納付金を要項に盛り込むということは、それなりの利益があるという、先ほどもパークゴルフの話も出ましたけれども、それはまだまだそういう次元ではないということで理解はしたのですけれども、今回の道の駅の場合は、町が自ら納付金に代えて払ってくださいという形を取っているわけですから、当然、幾ら以上であれば利益とみなして、払っていただくのと、納付金としての形を取りましょうという、私はそうだと思うのです。そうでないと、想定もしないでいくというのは不自然です。

したがって、そういうことではなくて、幾ら以上。今までの実績もあるわけですから、恐らく想定していたと思うのです。想定した額よりも、例えば利益の10%だとかという話であれば、想定範囲であればそれなりに、想定から大きく外れている場合は、これだけの実績があるのではないかというような協議というのですか、そういうものもあってしかるべきではないかと思うのです。今までの経過からすれば。そこら辺のやり取りを教えてください。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、お答えしてまいりたいと思います。

今回、納付金を定めたというところでございますが、あくまで提案という形で、納付金につ

いては提案していただく。ゼロでももちろんいいですし、1億円でもいいという話でございます。あくまでそれを評価の加点とするということと考えてございまして、町としては、それが幾らになるかというのは想定はもともと本当にしてございませんでしたので、こちらのほうについては想定してございませんでした。

ちなみに、指定管理者の令和3年度の収支を見ると、収支としては、自主事業のほうで約100万円ぐらいの収益があったというところなので、指定管理者の思いとしては、同じぐらいの営業努力をして、収益として100万円上がるとすると10万円という金額を提示しているということで、10%なので10万円ということで提案してきたものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 何点か公募要領に関わる質問をさせていただきたいと思うのですけれども、まず、管理費に係る経費等について、光熱水費だとか委託料については七飯町が6割負担すると。自主事業については4割となっているのですけれども、この考え方はどういうことなのかというのを教えていただきたいと思います。

その前に、まず、応募者が1者しかないのだけれども、競争原理というのは、ほかのパークゴルフなんかもそうだけれども、働いているのかというのは毎回確認したいのですけれども、公募なのだけれども1者しか来ていないというところが、それでいいのかという、町の考え方について伺いたいと思います。

それと、道の駅については、テナントとかで入ると施設利用料を払わなければいけないわけです。1平方メートル当たり4,800円に、税込み売上金額に100分の5を乗じて得た額を加えた額、月額を払うとなっていて、これを指定管理者が徴収するとなっているのですけれども、指定管理者もそこで同じように営業しているわけです。指定管理者がテナントとして入っ

ているとして考えたら、幾ら施設利用料を払わなければいけないという想定になるのか、仮の話ですけれども。

ちなみに、全体の決算については3億4,200万円、管理費の収支決算については1億100万円ぐらい、差額について2億3,200万円が自主事業の売上げになるのかと、概算で2億円ぐらいあるのかと思うのですけれども、それだけ自主事業で売上げがあって、売上げがあるから利益があるわけではないのだけれども、そういうようなことにすると、税込み売上高の100分の5を施設管理料を払っているほかのテナントとのバランスはどうなるのかということで、どういうふうに考えているのかを教えてくださいたいと思います。

それと、今回の指定管理料については、公募要項では2,375万6,000円が上限だということで提案しています。実際、3年間で7,000万円なので、今、実際払っている令和4年度の指定管理料よりも1年当たり100万円ぐらい上がっているわけです。

施設管理者公募要領の中には、「管理運営に係る経費等については、町と指定管理者は経費削減に努め、前年度の指定管理費に係る収支が黒字となった場合は、翌年度の指定管理料を見直すなど、指定管理期間中においても日々縮減することを目指します」との文言がありますけれども、見直しをしたことは今まであるのかと。

なぜかという、今年の3月の指定管理者の決算で、その他利益剰余金が2,836万1,926円累積しているわけです。今までコロナで厳しい状況もあったのかもしれないのですけれども、これだけの利益を上げているわけです。それに対して、指定管理料が下がらないで上がっていくというのはどこかおかしいのではないかと。例えばNHK受信料まで管理費に入れてもいいですとか、そういう細かい項目がいっぱい決まっていて、公募要領にあって、計算式はこういうふうにやっただきとなっているのですけれども、そういう意味で、指定管理料が上がったということと、減るべきではないか

ということと。テナントとして入って利益を得ているメリットについて、どのように評価するのかと。

なおかつ、施設利用料というか、テナントで入っている人だとか、野菜を置いているその場所について、金額は大きい小さいいろいろあると思いますけれども、外でワゴンを置いたら幾らだとか、そういう料金が取られるわけです。それについては、全部指定管理者が収納してもいいことになっているわけです。今年の2,219万9,000円の指定管理料だけではなくて、施設利用料についても、多いときであると1,000万円近く指定管理者の収入に計上される内容になるわけです。それなのに指定管理料が下がらないで、上がるというのはちょっとおかしいと思うのですけれども、その辺の説明を求めます。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、お答えしてまいりたいと思います。

まず、光熱水費等の割合、6対4という形でございますが、面積案分で当初設定しております。実際には、水回りがどうしてトイレのほうについていますので、面積で単純に割って、指定管理者に御負担をかけているかもしれませんが、何とかその分は、光熱水費等は御負担いただきたいところで当初から想定しているところでございます。

次に、テナント料の関係でございましてけれども、議員おっしゃっているとおり、テナント料は条例で定めまして、それを指定管理者は収納できるという形になっています。その代わりに、それは指定管理料からあらかじめ引きますというルールになっていますので、指定管理者も頑張らなくてテナント料を取らないと、その分また経費がかかってしまいますので、自主事業のほうでもっともうけなければならぬという仕組みになっていますので、テナント料については、そういう形で、あらかじめ差引くという形で考えてございます。

それから、令和4年度の指定管理料、割り返すと100万円ぐらい上がっているというところ

でございましてけれども、こちらについても、人件費、光熱水費、清掃等の委託料の人件費等、そういうものを含めると、かなりシビアに見ているのですけれども、どうしても上がってしまうという形で、今回うちのほうで積算した結果、かなり厳しく見えていますけれども、上がってしまったというところで御理解いただきたいと思っております。

あと、収入についても、施設の利用収入については、逆にもう少しもらえるのではないかとということで、差引きのほうは、多く収入が入るでしょうということで見込んでいますので、うちのほうでは適正に積算しているということで、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） まず、6割の件で、面積で案分というのは、そうすると自主事業で使っている面積は幾らなのですか。それで、例えば自主事業者がテナントとして入ったら、その面積で、その売上げで、テナント料というか、幾らに想定されるのですか。それは利益を与えていることと同じにならないのですか、自主事業をそこで認めているということに対して。計算してみたらこのぐらいになるとか、その辺はどうなのですか。実際にテナント、相当な額、高い額を払ってやっているわけです。それなのに指定管理料をもらって、なおかつ自分の事業がそこでできるという中で、指定管理者がどのぐらいの場所を使って、売上げを上げるメリットを得ているのかというのをきちんと、取る取らないは別にして、積算しておく、これだけの利益を与えているということもきちっと出しておくべきではないかと思うのですけれども、その辺の説明がなかったので、お願いします。

なおかつ指定管理料が上がるというのはちょっと、人件費だとかいろいろなものはありますけれども、これだけ利益を出している指定管理者が、指定管理料が減っていかない。納付制度がやっとならるので、もし1,000万円も利益が出たら100万円は町に入ってくるの

で、それは非常に大きなものになると思いますけれども、これは、利益が出たらという前提ですからあれなのですけれども、そののところをもう少しシビアにというか、公募要領に書いている計算の仕方が非常に甘いというか、指定管理者、もちろんほかの指定管理者が来て競争する場合でも同じように書いてくると思うので、競争していればまだあれがあるのかもしれないけれども、1者だけなので。マックス、上限が幾らだというのをもう出してしまっていますから、その辺のところをどう考えるのか、もう一度説明をお願いします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） ちょっと説明も足りなかったかもしれませんが、全体の面積で指定管理者が自主事業をできるところが大体4割ぐらい。あそこは大体1,000平米ですので、400平米。それ以外の休憩スペースですとかトイレですとか通路ですとか、そういうところが6割で、600平米ということで、6、4ということで御理解いただければと思います。そこをテナントで貸すとか何とかという想定はしてございませんので、そういう積算はしてございません。

また、指定管理料が上がるのはおかしいのではないかとこのところですが、指定管理料というのは、公のところを管理する。24時間トイレを管理するですとか、駐車場を雪かきしたりだと、適正に管理すると、そういうところに係る経費ですので、やはり昨今の物価上昇だとかを勘案しますと、人件費等も上がりますので、全般的に上がる傾向にあるものと考えてございます。その中でもシビアに積算してございますので、適正に積算しているものと考えてございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） これで最後なのであれなのですけれども、1点、やはり40%もスペースを貸して、自主事業として2億円近く売上げを上げている、指定管理者ととるのか、テナントととるのかというのはありますけれど

も、そういうことでテナントに入ったとしたら、どのくらいの施設利用料を払うことになるのかと。それはメリットを与えているのではないですか。管理の費用は二千何百万円で全部払っているわけですから、そう思うのですけれども、そこで計算はしないわけですか、メリットを与えているあれとして。

やっぱり指定管理料を毎年少しずつ下げていくぐらいの経営努力だとか、任せるのであれば、そういうものがほしいのだと思うのですけれども、その辺について、上げていくというのはちょっと納得いかないところがあるので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 答弁してまいります。

売上げが2億円とかと言いますけれども、結局売上げだけでは実際の収支というのは出てこないわけですから、赤字になる団体もございませうし、そこは企業努力というところで。もともとは、指定管理で24時間トイレですとか、駐車場の管理、休憩スペースの管理ですとか、そういうところを委託して、それに附随して、七飯町のにぎわいを持たせるために指定管理者に、そこを使って七飯町の特産品を売ってもらったりだとか、町に対していろいろな、観光案内だとかもやってもらいながら、町の活性化のためにやっている事業でございまして、ちょっとそこは分けて考えていただければと思いますので。あくまで指定管理料ということで、24時間トイレですとか、駐車場の清掃ですとか除雪とか、そういうところに係る経費ということで積算しておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、反対の立場

から討論をさせていただきます。

指定管理者に何の恨みもありません。反対する理由は、指定管理料が3年間で7,000万円、今までよりも上がっていると。この指定管理料の積算についても一度しっかり見直してほしいということで、反対の立場で討論をさせていただきます。もっと少ない金額でやれるのではないかと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

稲垣明美議員。

○6番（稲垣明美） 賛成の立場から述べさせていただきますと思います。

なないろ・ななえは、観光のみならず七飯町の情報源として、いろいろな努力をして現在のようになっています。道の駅に滞在したいナンバーワンとか、皆さんの企業努力でここまで、七飯町の名前をあちこちに広めてくれていると思います。実際、地域の方々、地元の業者の方々も一生懸命道の駅で売れるように、また、PRに努めてくれていると思います。今後もなないろ・ななえ、一般社団法人七飯町振興公社に期待したいと思います。

終わります。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第68号七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

延 会 の 議 決

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに決定いたしました。

延 会 宣 告

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時01分 延会